

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月11日

京都市長 門川 大作

京都市規則第53号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第37条第5号及び第43条の2第1項第7号中「元離宮二条城条例」を「京都市元離宮二条城条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(会計室)